

事業の概況

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。ここに、第7期（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）の事業の概況をご報告申し上げます。

I 会社の状況に関する重要な事項

1. 事業の経過及びその成果

2025 年度は、2024 年度同様に成長テーマ型、インカム型、コア型、コモディティ型 ETF を組成しており、4 月に「グローバル X S&P500 キャッシュフロー・トップ 100 ETF」を設定・上場し、その後も合計 12 本の ETF を設定、東京証券取引所へ上場いたしました。また、資産運用残高は 3 月に 8,500 億円に到達しました。

2. 当事業年度の財産及び損益の状況

当期の業況は、ファンド 13 本を新たに販売開始し、営業収益は前期比 121.6%の 2,130 百万円でした。一方、人員増強に伴う人件費の増加等により、営業費用及び一般管理費は前期比 110.8%の 2,076 百万円となり、営業利益は 54 百万円、経常利益は 70 百万円、当期純利益は 262 百万円となりました。また、資産の増減については特筆すべきものはありません。

3. その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 会計監査人に関する事項

1. 名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

3. 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

4. 過去 2 年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

Ⅲ 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス体制

- ・当社の業務運営におけるコンプライアンス及びリーガルリスク管理に係る基本的事項としてコンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス及びリーガルリスクの管理を所管する部署としてコンプライアンス部を設置する。
- ・役職員の法令等遵守を目的として、倫理規程及び役職員の倫理行動規範を制定し、また、コンプライアンスに関する研修を実施する。
- ・コンプライアンスに関する会議体として、取締役会はコンプライアンスに係る状況の報告を受け、必要事項の審議・決定を行う。
- ・監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。

(2) 内部監査体制

- ・内部監査は業務の健全な発展に資することを目的としており、内部監査室を設置する。内部監査室は、内部管理態勢の適切性・有効性を評価・検証するとともに、業務の健全かつ適切な運営の確保に資する提言を行う。内部監査の対象・範囲は、当社のすべての業務とする。
- ・内部監査室は、年度ごとの内部監査方針及び内部監査計画を策定し、取締役会の承認を得る。内部監査の進捗状況等について、年1回以上取締役会に報告する。また、内部監査の結果を取締役に報告する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理保存規程に従い適切に保存及び管理を行う。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社の業務運営上発生する各種リスクを管理するための基本的事項を定め、もって企業としての社会的責任と資産運用業者としての責任の遂行に資することを目的として、リスク管理規程を制定する。
- ・リスク管理に関する会議体として、取締役会、及び取締役会から権限を委任されたリスク管理委員会は、リスク状況に関する報告を受け、必要事項の審議・決定を行う。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社全体に影響を及ぼす重要事項については、取締役会等の会議体において多面的な審議を経て意思決定を行う。

5. 当社の監査役への報告に関する体制

(1) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

- ・当社の取締役及び使用人は、監査役が報告を求めた事項について監査役に対し、報告を行わなければならない。

6. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は重要会議に出席することができる。

【体制の運用状況の概要】

「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」（会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に定める体制）の運用状況の概要は次のとおりであります。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス体制

- ・取締役会において、法令諸規則等違反を防止するための体制整備及び役職員に対するコンプライアンス研修に係る年度毎の実施計画として「コンプライアンス・プログラム」を定め、これを実施する事とします。
- ・年度毎のコンプライアンス・プログラム進捗状況の報告を取締役会に行い、必要事項の審議・決定を行う事とします。

(2) 内部監査体制

- ・内部監査室の実施する内部監査に関する必要事項について「内部監査規程」を定め、これに基づき、内部監査室は年度ごとの内部監査方針及び内部監査計画を策定し、取締役会の承認を得て、監査を実施しております。
- ・内部監査の結果等については、取締役会に報告を行っております。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・定款・諸規程、取締役会議事録、事業報告に関する書類その他重要な書類等について、「文書管理保存規程」に定める文書の整理、保存及び廃棄に関する基準に従い、適切に保存及び管理を行っております。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「リスク管理規程」に基づき適切にリスク管理を行っており、原則として1ヵ月に1回、リスク管理委員会を開催し、当社のリスクの状況及びリスク管理の状況の報告、並びに報告を受けた必要事項の審議・決定等を行っているほか、適宜、取締役会において、リスク状況に

関する重要事項の報告、リスク管理に関する方針の決定・変更等を行っております。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・「取締役会規程」等の会議規則に基づき適切に会議体の運営を行っております。
5. 当社の監査役への報告に関する体制
 - ・「組織規則」等に基づき、当社の監査役に対し必要な報告を行っております。
6. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、必要に応じ役員に対し説明を求めています。

IV 親会社等との間の取引に関する事項

1. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社はその他の関係会社の子会社であるGlobal X Management Company LLC、Global X Management (AUS) LimitedおよびMirae Asset Global Investments (Hong Kong) Limitedより販売支援に係るフィーを受領しております。当社はこれらの取引を行うにあたり、不当に有利な取引を行うことがないよう、取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、公正かつ適正に決定しております。

2. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、取引条件の妥当性等について十分に審議した上で、当該取引が当社の利益を害するものでないと判断しております。

当社の概要

(2026年3月31日現在)

1. 設立年月日

2019年9月2日

2. 本店

〒100-6121 東京都千代田区永田町山王パークタワー2-11-1 21階 電話 03-5656-5274

3. 事業内容

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行います。

4. 株式に関する事項

(1) 発行済株式総数 50万株 (2) 株主数 3名

計算書類

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,285,817	流動負債	451,337
現金・預金	3,522,377	未払金	246,426
未収収益	132,374	未払法人税等	19,914
未収委託者報酬	490,198	未払消費税等	36,679
その他	140,867	賞与引当金	72,519
固定資産	317,028	役員賞与引当金	57,900
有形固定資産	42,297	その他	17,898
建物附属設備	18,393	固定負債	9,490
器具備品	23,903	退職給付引当金	9,490
無形固定資産	25,875	負債合計	460,828
ソフトウェア	25,875	純資産の部	
投資その他の資産	248,855	科目	金額
長期差入保証金	53,400	株主資本	4,142,017
繰延税金資産	195,454	資本金	2,500,000
		資本剰余金	2,500,000
		資本準備金	2,500,000
		利益剰余金	△ 857,982
		その他利益剰余金	△ 857,982
		繰越利益剰余金	△ 857,982
		評価・換算差額等	-
		純資産合計	4,142,017
資産合計	4,602,845	負債・純資産合計	4,602,845

損益計算書

〔 自 2025年4月1日
至 2026年3月31日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		2,130,984
委託者報酬	1,631,250	
その他営業収益	499,734	
営業費用		924,659
委託計算費	428,209	
調査費	95,509	
広告宣伝費	348,926	
その他営業経費	52,013	
一般管理費		1,151,694
営業利益		54,630
営業外収益		15,602
経常利益		70,233
特別損失		
固定資産除却損		1,343
税引前当期純利益		68,889
法人税、住民税及び事業税		2,194
法人税等調整額 (△)		△ 195,454
当期純利益		262,149

株主資本等変動計算書

〔 自 2025年4月1日
至 2026年3月31日 〕

(単位：千円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△1,120,131	△1,120,131	3,879,868
当期変動額						
剰余金の配当						-
当期純利益				262,149	262,149	262,149
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						-
当期変動額合計	-	-	-	262,149	262,149	262,149
当期末残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△857,982	△857,982	4,142,017

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	-	-	-	3,879,868
当期変動額				
剰余金の配当				-
当期純利益				262,149
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				-
当期変動額合計	-	-	-	262,149
当期末残高	-	-	-	4,142,017

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 固定資産の減価償却の方法

以下の方法・償却期間によっております。

(1) 有形固定資産

建物附属設備	定額法	10年
器具備品	定率法	4～15年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア	定額法	5年
--------	-----	----

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は投資信託の信託約款や顧客との契約に基づき、証券投資信託の運用や海外ETFに係る販売サポート業務についての履行義務を負っております。これらの履行義務は当社の日々のサービス提供時に充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

[会計方針の変更に関する注記]

該当事項はありません。

[重要な会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[貸借対照表に関する注記]

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
 短期金銭債務 28,030 千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額
 47,490 千円

[損益計算書に関する注記]

1. 関係会社との取引高
 一般管理費 463,555 千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数
普通株式	500	—	—	500
合 計	500	—	—	500

2. 配当に関する事項
 該当事項はありません。

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	155,975
賞与引当金	22,857
その他	19,831
繰延税金資産小計	198,665
評価性引当額	△ 3,210
繰延税金資産合計	195,454

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、信用格付の極めて高い国内銀行の普通預金として預け入れしております。証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。

未払金は、当社業務に係る費用の未払額であり、これらのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

(i) 為替変動リスクの管理

財務リスク管理規程において個別の案件ごとに為替リスク管理の検討を行うものとしておりますが、現時点において、為替リスクが発生する商品に投資をしていない為、為替リスクは発生しておらず、その検討を行っておりません。

(ii) 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスク管理委員会において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスク管理委員会において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益及び未払金は短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

[関連当事者との取引に関する注記]

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	大和アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区	41,424百万円	資産運用業	(被所有)直接 40%	あり	役員 の兼任 出向者の 受入れ	出向者 負担金の 支払い (注1)	463,174	未払金	27,993

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 出向者ならびにBPOに係る人件費相当額を支払っております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	Global X Management Company LLC	米国	21百万ドル	資産運用業	—	あり	販売支援	販売支援 (注1)	488,914	未収収益	127,028

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) Global X Management Company LLC が組成する海外上場投資信託の、日本における販売会社等への支援業務。販売サポート契約 (Service Agreement) に従い、個別商品毎の販売残高に応じたフィーを受領しております。

[収益認識に関する注記]

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	8,284円03銭
1株当たり当期純利益	524円29銭
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
当期純利益	262,149千円
普通株式の期中平均株式数	500,000株

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

附属明細書

〔 自 2025年4月1日
至 2026年3月31日 〕

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定資産	建物附属設備	21,433	560	916	2,683	18,393	7,649	26,042
	器具備品	21,240	9,750	—	7,087	23,903	39,841	63,745
	計	42,674	10,310	916	9,771	42,297	47,490	89,788
無形 固定資産	ソフトウェア	25,721	10,750	—	10,595	25,875		
	計	25,721	10,750	—	10,595	25,875		

(主な増加)

建物附属設備の購入

器具備品の購入

ソフトウェアの購入

(主な減少)

建物附属設備の除却

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	73,443	72,519	73,443	—	72,519
役員賞与引当金	18,957	57,900	18,957	—	57,900
退職給付引当金	3,552	5,937	—	—	9,490

(注) 計上の理由及び額の算定方法は、[重要な会計方針に係る事項に関する注記]に記載しております。

3. 営業費用及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科目	金額
広告宣伝費	348,926
調査費	95,509
委託計算費	428,209
通信費	29,598
協会費	1,514
営業雑経費	20,900
役員報酬	196,582
給与	377,299
賞与	132,674
賞与引当金繰入額	△ 924
役員賞与引当金繰入額	38,943
退職給付費用	5,937
交際費	26,953
旅費交通費	31,566
租税公課	37,601
不動産賃借料	61,780
福利厚生費	81,368
業務委託費	48,047
固定資産減価償却費	20,367
支払報酬	62,581
その他諸経費	30,913
計	2,076,354



あずさ監査法人

独立監査人の監査報告書

Global X Japan株式会社

第7期

自 2025年4月1日
至 2026年3月31日

有限責任 あずさ監査法人
2026年5月

本監査報告書(電子署名が付されているものを含む。)については、法令等に基づき利用する場合及び行政又は司法機関の命令若しくは要請等に応じる場合を除き、当監査法人が指定する事前の書面による承諾なく、Web掲載を含む転載等又は第三者に対して報告書等の全部若しくは一部を問わず開示、引用、要約、翻訳、言及若しくは配布してはならない。

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

Global X Japan株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 渡部 啓太
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松田 好弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Global X Japan株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

Global X Japan 株式会社

代表取締役社長 藤岡智男 殿

監査報告書

2025年4月1日から2026年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下の通り報告します。

1. 監査の方法及びその内容

私は、引き続き在任している他の監査役からの説明聴取、前任者の監査証跡の閲覧、就任後の各種会議への出席、取締役・使用人・会計監査人等からの報告聴取、重要書類の閲覧等、取締役、その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計検査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

Auditory & Supervisory Board Member
Kim, Sung Hwan

Sunghwan Kim

電子契約締結証明書

DocumentID : 0006915278

管理番号 : -

文書名 : (Mr. Kim) Audit report_jp_202603

最終署名日時 : 2026/05/15 15:36

企業名 : G l o b a l X J a p a n 株式会社

送信日時 : 2026/05/15 15:30

署名日時	署名方法	署名者
2026/05/15 15:36	認印版	Kim, Sung Hwan andy.kim@miraeasset.com

Global X Japan 株式会社

代表取締役社長 藤岡智男 殿

監査報告書

2025年4月1日から2026年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下の通り報告します。

1. 監査の方法及びその内容

私は、引き続き在任している他の監査役からの説明聴取、前任者の監査証跡の閲覧、就任後の各種会議への出席、取締役・使用人・会計監査人等からの報告聴取、重要書類の閲覧等、取締役、その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計検査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

監査役
沼田 真之



電子契約締結証明書

DocumentID : 0006920945

管理番号 : -

文書名 : (沼田監査役) 監査報告書_202603

最終署名日時 : 2026/05/18 11:27

企業名 : G l o b a l X J a p a n 株式会社

送信日時 : 2026/05/18 11:06

署名日時	署名方法	署名者
------	------	-----

2026/05/18 11:27	認印版	沼田 真之 saneyuki.numata@daiwa.co.jp
------------------	-----	--------------------------------------